

高島市地域材活用住宅応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、住宅等の建材として地域材の活用を推進し、低迷する林業の活性化を図るとともに、本市の森林を保全するため、地域材の購入等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては高島市補助金等交付規則（平成17年高島市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 住宅、店舗、事務所、作業所または倉庫の用に供する建築物（公共の用または公用に供するものおよびこれらに準ずるものを除く。）をいう。
- (2) 施工者 住宅等の新築または増改築を請負う市内の建築を業とする者をいう。
- (3) 地域材 高島市森林組合または市内の素材生産者により、市内の森林から伐採されたことが確認できるスギ、ヒノキまたはアテを原木として、市内で製材された製材品をいう。
- (4) 地域型住宅 市内の林家、素材生産者、製材者、設計者および施工者の連携により地域材の供給体制を構築し、その需要拡大のための啓発事業を継続的に行っている団体が、地域材を活用するための建築仕様を定め、市長の承認を得た建築仕様に基づいて建築する住宅等をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、施工者が行う地域材を3 m³以上使用した住宅等の新築または増改築工事とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を市内において行う場合にあっては建築主、市外において行う場合にあっては施工者とし、いずれも市税を滞納していないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、地域材の購入等に要する経費の10分の10以内とし、地域型住宅にあっては地域材1立方メートルあたり2万円かつ1事業につき70万円を、地域型住宅を除く住宅等のうち居住の用に供する目的を持つ住宅等については、地域材1立方メートルあたり1万5千円かつ1事業につき45万円を、上記を除く住宅等については、地域材1立方メートルあたり1万円かつ1事業につき30万円を限度とし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(地域型住宅の建築仕様承認)

第6条 地域型住宅の建築仕様の承認を得ようとする団体（以下「申請団体」という。）は、地域型住宅建築仕様（変更）承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。承認を受けた建築仕様を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請団体に地域材を活用した住宅の生産体制が整っていること、および地域材の需要拡大に向けた継続的な啓発実績があること、ならびに申請された建築仕様が地域材の活用を推進するものであると確認できたときは、この建築仕様を承認するものとする。

（交付申請）

第7条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、施工者が地域材を加工する日の前日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第3条第1項第1号および第2号に規定する書類は、様式第2号および様式第3号のとおりとする。

3 規則第3条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域材使用内訳書（様式第4号）

(2) その他参考となる資料

（交付の条件）

第8条 規則第5条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、市長の求めに応じ、補助対象事業を実施する敷地内の一部を当該事業実施期間中において地域材の普及啓発看板の設置場所として提供しなければならない。

(2) 地域型住宅の新築または増改築工事を行う補助事業者にあつては、市が行う地域材の普及啓発を目的とした住宅等見学会に当該地域型住宅を提供しなければならない。ただし、提供については、市長が求める場合であつて、事業実施期間中および事業完了時においてそれぞれ1回を限度とする。

（事業の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき、または補助事業を中止もしくは廃止しようとするときは、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内または当該事業年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第6号）

(2) 収支精算書（様式第7号）

(3) 地域材使用内訳書（様式第4号）

(4) その他参考となる資料

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（平成25年度における補助対象事業の特例）

1 平成25年度の補助対象事業のうち、施工者が地域材を加工する日が平成25年4月1日から平成25年7月25日までの間である場合における、第7条第1項の規定の適用については、同項中「施工者が地域材を加工する日の前日」とあるのは「平成25年7月25日」とする。

（失効）

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づいてなされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

改正文（平成25年6月28日告示第76号）抄
平成25年4月1日から適用する。